

資料 2



**高浜発電所の津波警報等が発表されない可能性のある  
津波への対応に係る手続きと取水路防潮ゲート  
3門以上開の関係について**

2020年11月26日  
関西電力株式会社



10/29審査会合にて、事業者から、取水路防潮ゲート（以下、ゲート）3門以上開の条件と、各号機の再稼働の条件を明確に区別せずにご説明した部分があるため、改めてゲート3門以上開に必要な条件を整理するとともに、事業者の考えを以下の通りお示しする。

①ゲート3門以上開の条件は、以下の通り。

- 津波警報等が発表されない可能性のある津波（以下、警報なし津波）に係る使用前確認完了
- 3・4号機SA高度化（SA時の給水手段としての送水車導入）に係る使用前検査完了

3・4号機SA高度化対応の完了をゲート3門以上開の条件とする理由は、3・4号機の警報なし津波の基準適合にあたり、SA時の給水手段としての消防ポンプの取水性影響評価を含めておらず、本使用前検査を完了し、送水車へ変更が必要なためである。

なお、3・4号機の予備送水車として1号機登録の予備送水車を用いるため、当該送水車の3・4号機としての一部使用承認が必要である。

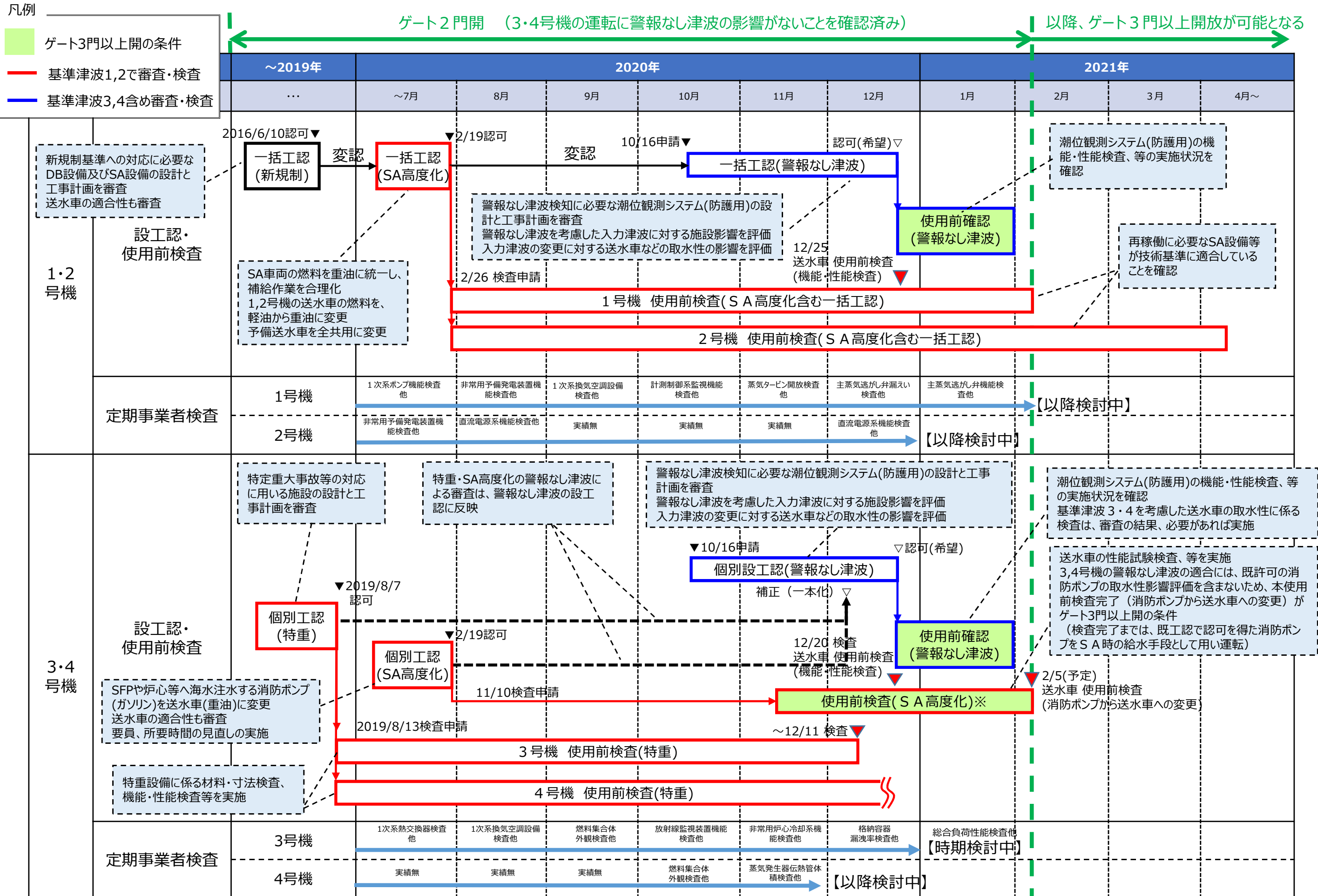
②3・4号機の運転は、ゲート2門開の状態では警報なし津波の影響がないことを確認済みであり、ゲート2門開の状態では運転可能となる。

この間は、既工認で認可を得た消防ポンプをSA時の給水手段として用い運転する。

③3・4号機の特重施設の使用前検査の完了は、ゲート3門以上開の条件ではなく、各号機の使用前検査完了が、3号機、4号機の運転再開条件になる。

添付：高浜発電所 津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応手続きと取水路防潮ゲート3門以上開の条件

参考：並行して審査・検査中の案件の処分の見通しおよび対応に必要な期間(第9 1 5回審査会合資料1-1再掲)



※3,4号機の送水車の運用は、1号機の予備送水車を3,4号機の予備としても用いるため、これに係る検査の完了も必要

# 並行して審査・検査中の案件の処分見通し および 対応に必要な期間

第915回審査会合(10/29)  
資料1-1 P2再掲

参考

- 津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応と並行する審査、検査や処分中の案件は、津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応の設置許可処分を受け、基本設計方針の反映など、行政文書としての整合を図る必要がある。
- これらのうち、既認可に従って使用前検査等が進む予定の案件は、一旦、既認可に従い処分を頂き、その後、行政文書としての整合を図ることとし、それ以外の案件は速やかに補正申請を行いたい。
- 一連の対応には、2021年2月下旬まで要すると考えており、これを、今回の新知見の反映を完了させるべき期限として頂きたい。

